

第4章 住み慣れた地域で快適に暮らせるために

移動手段の限られる高齢者にとって、買い物や通院など、日常生活に困難を生じることがあります。

そのため、住み慣れた地域においてきめ細かな相談支援が提供できるよう、本章においては、安心して相談ができ支援が受けられる方策をまとめます。

第1節 日々の暮らしを身近に支援

住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく支援していく体制が望まれます。

1. 日常生活圏域の再編と地域包括支援センターの機能強化

本市では、平成18年4月から南北2圏域を設定し、それぞれに地域包括支援センターを設置しましたが、旧音羽町、旧御津町の合併により、平成20年1月以降、市内4圏域、4地域包括支援センターの体制としました。

しかし、4圏域の面積や人口規模が極端に異なるため、今回の第4期計画において、規模を均衡化し、気軽に相談できる総合的な窓口機能とよりきめ細かな支援体制を整えるため、これを再編します。日常生活圏域の再編については、圏域間の人口規模、高齢者数、圏域内の各地域の生活のつながり等に配慮し、近接の2～3中学校区を1圏域として、全体の圏域数は4圏域のままとします。

(1) 日常生活圏域の再編

	中学校区(校)	人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)
東部圏域	2	46,625	9,039	19.4
西部圏域	3	44,222	9,305	21.0
南部圏域	2	43,263	7,801	18.0
北部圏域	2	30,464	5,238	17.2
4圏域 合計	9	164,574	31,383	19.1

平成20年10月1日現在

新旧対照表

旧圏域(～平成21年3月31日)

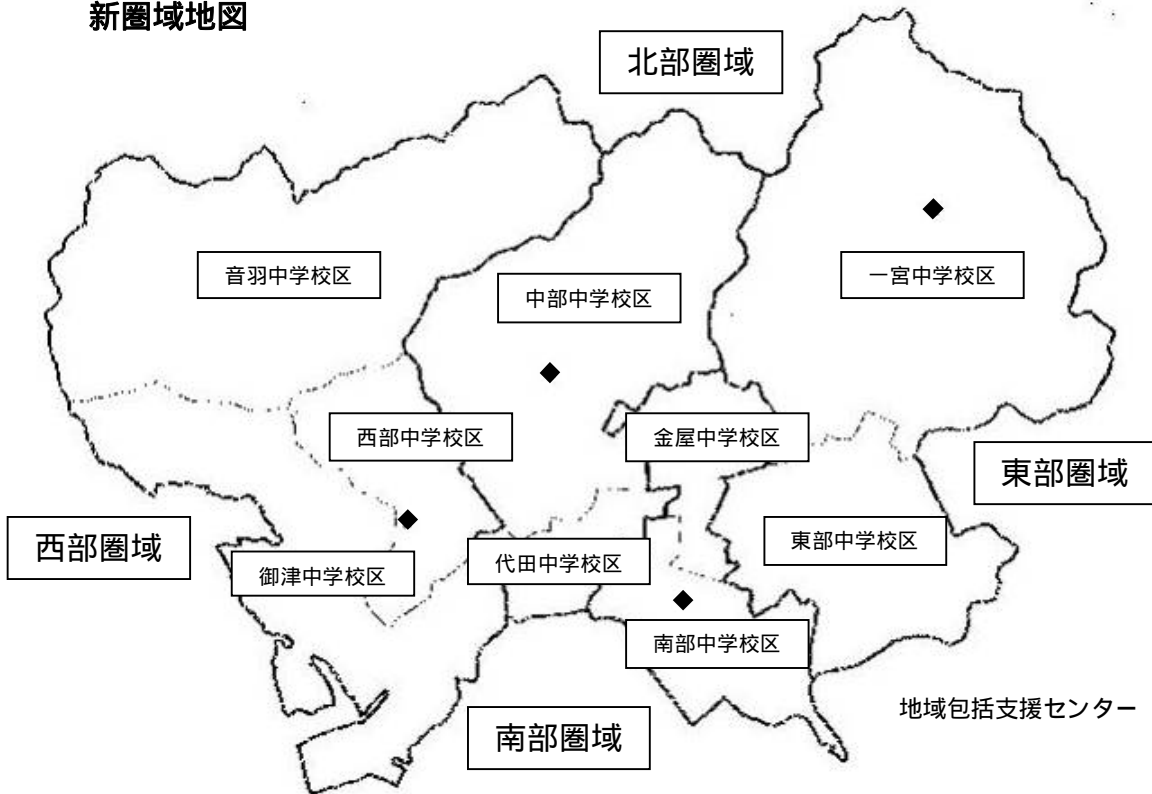
地域包括支援センター	生活圏域(中学校区)
南部地域包括支援センター	東部中学校 南部中学校 金屋中学校
北部地域包括支援センター	代田中学校 中部中学校 西部中学校 一宮中学校
音羽地域包括支援センター	音羽中学校
御津地域包括支援センター	御津中学校



新圏域(平成21年4月1日～)

地域包括支援センター	生活圏域(中学校区)
東部地域包括支援センター	東部中学校 一宮中学校
南部地域包括支援センター	南部中学校 金屋中学校
北部地域包括支援センター	代田中学校 中部中学校
西部地域包括支援センター	西部中学校 音羽中学校 御津中学校

新圏域地図



(2) 地域包括支援センターの機能強化と広報・周知

地域包括支援センターでは、「相談者のもとへ出向き、顔の見える関係づくり」をめざして活動します。アンケートでも最も要望の大きかった「気軽に利用できる総合相談窓口」、介護予防事業の前線基地として、さらには、地域における見守りネットワークの拠点として、その機能を強化していきます。

また、こうした役割を広くPRすることで一層の周知と活用につなげます。

2. 地域ケア体制における見守りの強化

高齢者の健康状態や生活機能、自立の状況は、加齢とともに変化が生じやすくなります。特に認知症高齢者の場合、生活環境の変化により症状が悪化しやすいことが知られています。

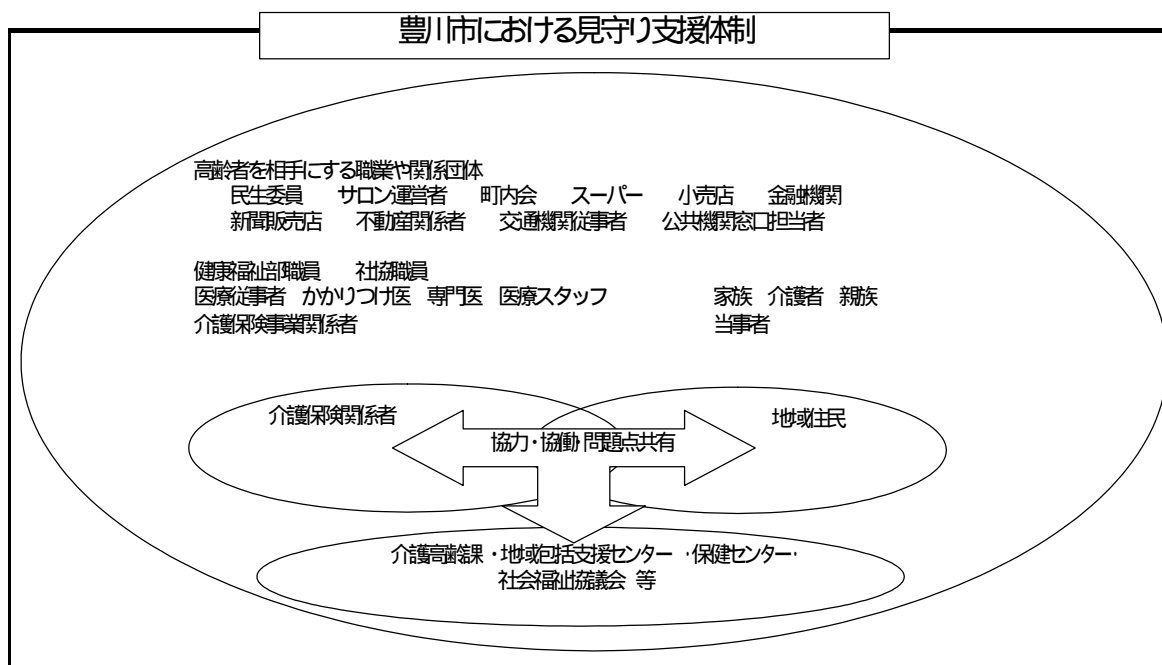
少子高齢化や核家族化により、ひとり暮らし高齢者は増加し続けており、認知症高齢者も今後さらに増加が見込まれています。

このような状況に対応するため、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることを可能にするために地域に暮らす人たちのネットワークとつながり、自らの身体、精神、家族構成などの変化に応じて介護から医療へ、医療から介護へと切れ目ないケアの体制を日常生活圏域を視野に構築していく必要があります。

本市においては、その中心に地域包括支援センターを据え、各圏域内の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の連携、生活の安定のために必要な支援等を包括的に行っていく中核機関として位置づけます。

(1) 見守りネットワークの構築

日頃から地域との関わりを持つ必要性やネットワーク構築について民生・児童委員、町内会、地域福祉活動推進委員会等とともに検討し、地域に合わせた支援体制の構築をめざします。



高齢者虐待防止ネットワーク

本市における高齢者虐待相談・通報対応件数は、平成 18 年度 30 件、平成 19 年度 15 件でした。虐待を受けた高齢者への迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行うため、介護高齢課、各地域包括支援センターに相談窓口を設置しています。

また、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を設置し、市民や関係機関と連携して「早期発見・見守りネットワーク」「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」の各システムを展開します。

認知症見守りネットワーク

平成 20 年度現在の認知症高齢者の推計値は、約 2,500 人です。

認知症高齢者出現率の推計

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年
認知症高齢者出現率 (%)	7.2	7.6	8.4	9.3

認知症高齢者の推計値：65 歳以上の高齢者人口 × 出現率（出所：高齢者介護研究会報告書 平成 15 年）

地域包括支援センターでは、認知症高齢者やその家族から認知症の症状や介護等に関する相談・支援を行っています。加えて、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族に支援の手を差し伸べることができる支援者（認知症サポーター）の存在が重要であり、介護保険関係者、地域支援者の協力のもと認知症サポーターを養成します。

また、徘徊等による事故防止や保護、家族不在時の見守りなど、認知症サポーターをはじめ、関係機関の連携によるネットワークを構築します。

災害時要援護者見守りネットワーク

平成 14 年 4 月東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを踏まえ、災害時に自分の身を守ることが困難な人々の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者支援制度を設けました。平成 18 年 2 月から各地区の民生・児童委員協議会、自主防災会（連区・町内会）の説明会を開催し、制度周知を図り 7 月登録申請の受付を開始しました。制度が災害時に有効に働くには、自主防災会の協力が欠かせません。

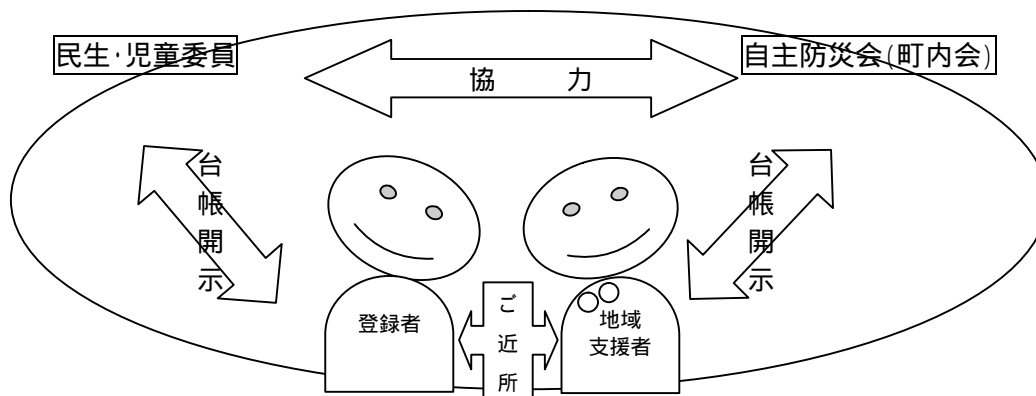
実際に災害が発生したときのために登録台帳をもとに自主防災会で、組長や役員、地域支援者が安否確認を防災訓練時に実施出来るよう支援します。

集合住宅など登録状況が低率の地域における制度の周知、町内会未加入者が多い町内会（自主防災会）における対応、地域支援者の確保等、課題の克服に努めます。

【制度対象者】

- 1．身体障害者(肢体1～3級、視覚1・2級、聴覚2級)
- 2．知的障害者(A判定)
- 3．精神障害者(1級)
- 4．ひとり暮らし高齢者(実態)
- 5．要介護3～5の在宅高齢者
- 6．上記に準ずる希望者

災害時要援護者見守りネットワーク



第2節 地域社会の支え合いの促進

高齢期になると今まで出来ていたことが出来にくい身体状況や生活状況に陥る危険性が高まります。また、高齢者自身も周りに迷惑をかけたくないと生活範囲を狭くする傾向があり、それが地域との交流の希薄化につながり、閉じこもりの原因となります。また、高齢になってから転入をしてきた高齢者の中には、地域になじめず閉じこもりになり認知症やうつ傾向で介護保険申請に至るケースもあります。

地域に自然体で溶け込めるよう、高齢者が地域に出るきっかけをつくる必要があります。また、介護者への介護負担軽減を目的とした働きかけや認知症見守りネットワーク、高齢者虐待防止ネットワークなど、地域全体での支え合いが必要です。

1. 地域での交流・支え合いの創出

市内には歳末、ひとり暮らし高齢者等のお宅へ手作りのおせち料理をお届けする活動など、地域の高齢者との交流や会食、配食など孤立化防止に積極的な取り組みを続けている町内会やボランティアグループがあります。

民生・児童委員、地元団体やボランティアグループの連携により交流や支え合いを創出するための活動が進められている地域では、防犯や防災、清掃活動や資源回収にも熱心な傾向があり、高齢者はもとより地域住民全体が住みやすい地域づくりを進めようとする観点からもその重要度は高いと考えられます。

(1) 地域の交流促進

見守りが必要な世帯を把握するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生・児童委員が協力して訪問活動を行っています。

また、住民による自主的な声かけや傾聴訪問、ゴミ出しなどの軽易な生活支援活動も広まりつつあります。今後も、民生・児童委員に協力していただき、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など、見守りが必要な世帯の把握に努めるとともに地域における見守り体制の構築に努める一方、地域と協働して、高齢者が気軽に参加できるサロン等の運営を支援します。

2 . 介護予防事業の地域展開

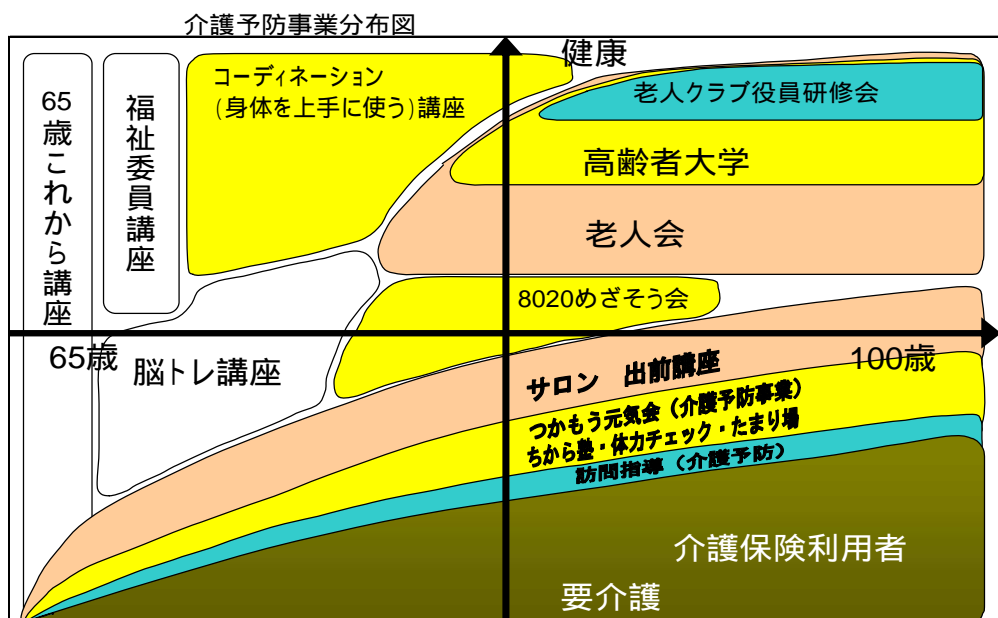
介護予防事業は、高齢者の生活の質の維持や、介護保険制度の持続性を高めるために、予防の観点により、「元気な頃から」働きかけ、要介護状態になることを抑止することをめざしています。

介護予防の目的は、「高齢者自らが持つ能力」を引き出し、日常の活動量を増やして、生活意欲や体力の保持、増進を図ることであります。

本市においても、高齢者の生活機能の維持・向上のための指導や相談、啓発にあたっています。特に生活機能評価の結果、運動器機能、口腔器機能の向上、栄養改善等の必要が認められる「特定高齢者」(高齢者人口の5%は潜在しているとされている)の方々に対しては、本人の主体性を尊重しつつ介護予防支援、介護予防推進担当者とともに個々の生活スタイルにあった支援計画を立て、本人や家族の工夫と、介護予防事業の活用により生活機能の維持向上が図られるよう努めています。

(1) 元気応援隊の活動

自ら自覚して生活機能の維持・向上を望んでいる高齢者には、「つかもう元気会」に登録していただいています。「つかもう元気会」では保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士による介護予防チーム「元気応援隊」が中心になり地域包括支援センターとともに具体的な介護予防方法を高齢者自身が見出せるよう活動します。



自分の人生を自分で歩くためのとっておき 元気応援隊メニュー

つかもう元気会の講座

介護予防向上プラン
(ちから塾を基本とした介護予防プラン)

オリエンテーション

+

体力テスト

+

ちから塾10回
運動機能向上プラン
口腔機能向上プラン
低栄養改善プラン

+

体力テスト

自分の体力自分で管理プラン
(定期的参加による)

体力テスト

心と心・人と人をつなぐ

たまり場

つかもう元気会ご加入のお誘い

ひとりで元気を維持継続することは難しいことです。そんな時、この会に参加していただいていますと知らず知らずのうちに仲間ができて、元気をつかんでいる事に気付くはずですよ。

さあ、仲間とたのしみながら一緒に元気をつかみましょう。

～ 広報「とよかわ」でお知らせします ～

人生の再設計講座四半世紀を乗り切るために

65歳これから講座

- ・介護保険の仕組み
- ・自分の身体能力を知る
- ・高齢者を取り巻く問題
- ・生活機能を維持し高める など

認知症理解と対応

認知症講演会

認知症の特徴を知り、身近な認知症の人とのかかわり方を学びます。

介護者の心をフリーに

介護者交流会

介護者同士の情報交換。日々の介護に風をとおす。簡単なレクやリラククス体操で介護者の心と体のリフレッシュ。介護のもやもやを解消しましょう。

認知症を知り対応をスムーズに

認知症を学ぶ会「わかば会」

介護者同士の情報交換。認知症の特徴を知り周辺症状との付き合い方を探ります。

～ ゆうあいの里利用日に実施します ～

元気な85歳をさらに元気に

いつまでもいきいき講座

単位老人クラブ活動にて生活機能評価基本チェックリストに基づき介護予防予測から廃用症候群を早期に発見。自ら介護予防の対策の指標とします。

～ グループに出向きます生涯学習課へ講座依頼を出してください

認知症サポーター養成

認知症ってなあに

認知症の人、家族に優しい、身近な理解者・支援者を養成します。

元気な85歳自分のことは自分でできるために

介護予防ってなあに

後期高齢者・女性の寝たきりの原因の第1は廃用症候群です。自ら予防する具体策を一緒に考えます。

～ 「めざそう会」会員登録を保健センターにてしてください ～

口腔機能向上で元気向上

8020めざそう会

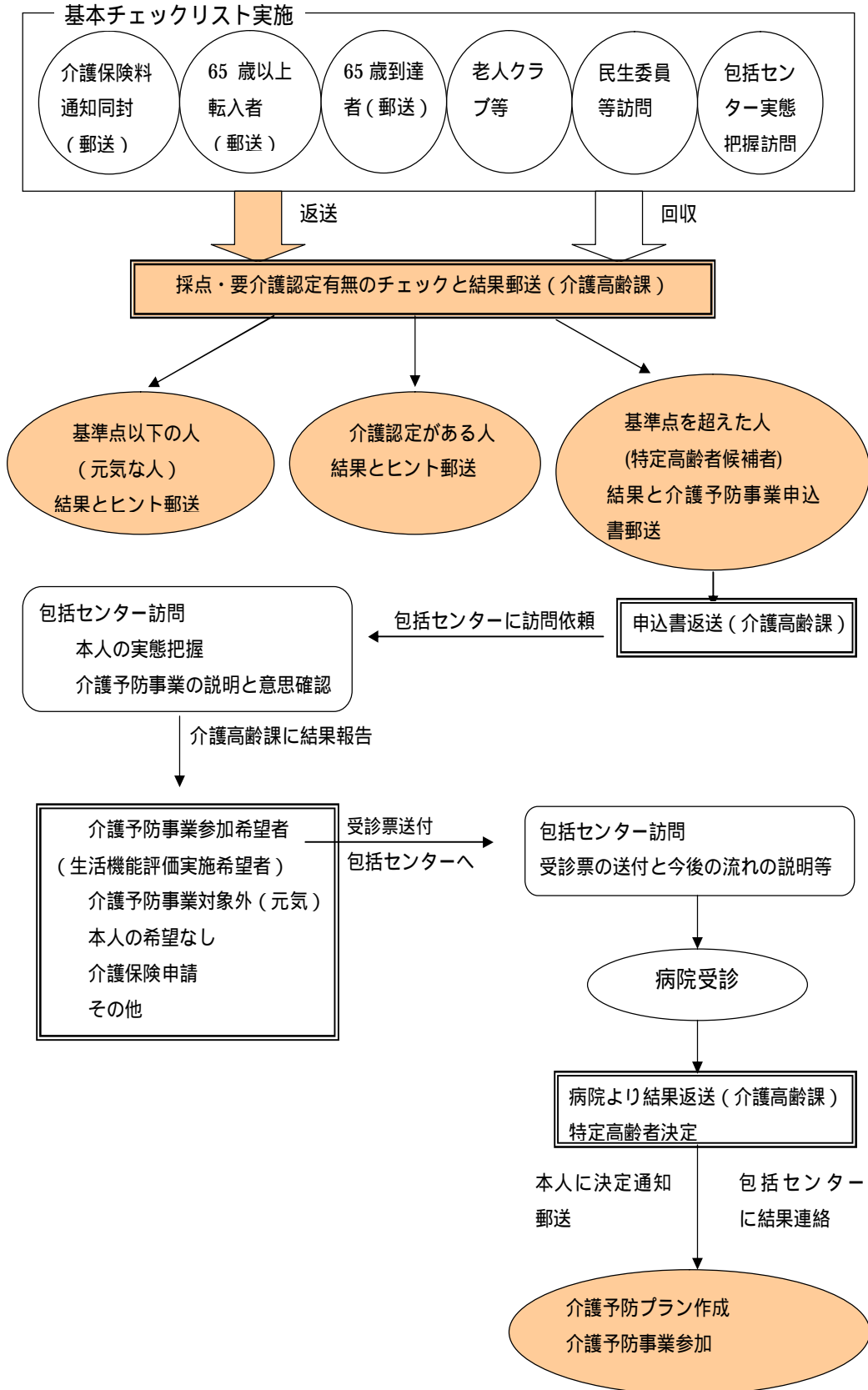
自分の歯で食事を美味しく食べることは健康を保つために大切なことです。残存歯80歳で20本を目指し参加者同士の交流から秘訣を学びあいます。

(2) 特定高齢者の把握

生活機能低下について、早期発見・早期対応が要介護状態を防止することにつながります。

生活機能評価基本チェックリストの実施は自らの状態を客観的にとらえる介護予測ツールとしても効率的です。早期からの対応を目的に、前期高齢者において3ヵ年で全ての人にチェックリストが届くよう65、68、71、74歳の人について送付して自己確認を促します。後期高齢者においては老人クラブ等を活用して配布、回収し特定高齢者候補者を早期に把握し予防行動につなげることで、高齢者のおよそ5%と言われる要介護状態(介護保険利用者)予備軍の人たちの生活機能の維持・改善を図ります。

特定高齢者把握事業の流れ



第3節 高齢者向けサービスの整備

介護保険導入の前から、高齢者、特に独居や寝たきりの方々を対象とする市独自の福祉サービスが実施されてきました。介護保険導入から9年近くを経た今日も、介護者の負担軽減や、独居高齢者の安全確保や生活支援など、必要かつ効果的なサービスについて継続を図るとともに、社会の変化や高齢者福祉ニーズの変化を捉えて適宜見直しを行っていきます。

また、介護保険の一部である地域支援事業の中でも、様々なサービスが設けられており、従来からのサービスに加味することで、相乗効果や体系的な提供につながるよう努めます。

1. 福祉サービス

(1) 寝具洗濯サービス事業

ねたきり、ひとり暮らし高齢者及び重度心身障害者を対象に、衛生的な生活環境で暮らせるよう年2回洗濯・乾燥・消毒を行います。

(2) 要介護高齢者介護用品支給事業

要介護3以上の認定を受けた要介護高齢者で、在宅で介護を受けている者を対象に在宅生活支援のため、介護用品引換券を支給します。

(3) 要介護高齢者・重度身体障害者訪問理美容サービス事業

要介護3以上の認定を受けた要介護高齢者及び身体に重度の障害があり、在宅で介護を受けている者を対象に、在宅で理美容サービスが受けられるよう、訪問理美容サービス券を支給します。

(4) ひとり暮らし老人ガス安全対策事業

ひとり暮らし高齢者世帯の安全な生活環境を守るため、ガス漏れ事故に対し、ガスを自動的に遮断しガス漏れを知らせる機器を設置します。

(5) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、急病、事故又は災害等の緊急時に連絡できる緊急通報装置を設置し、緊急かつ適切な対応のできる専門オペレーターを配置し、迅速な処置をしていきます。

(6) 災害時要援護者登録事業

災害時要援護者支援制度を設け、自主防災会や近隣住民の互助による災害時支援を目的に、手上げ方式により、かつ個人情報開示に関する同意を得た上で台帳登録を実施します。その副本を本人、自主防災会、民生・児童委員、地域支援者が保管をし、平常時からの見守りや災害時に安否確認や助け合う支援体制を強化します。

(7) ホームヘルパー派遣事業

介護保険で非該当と認定された、日常生活を営むのに支障がある高齢者や要介護・要支援認定を受けていないが、傷病等により一時的に要介護状態と同等にある者に対し、原則として週 2 時間以内の訪問介護専門員を派遣します。

(8) 在日外国人高齢者福祉手当支給事業

大正 15 年以前に生まれた者で、市内に 1 年以上居住し、昭和 57 年以前から引き続き外国人登録をしており、かつ公的年金の受給資格のない者に対し支給します。

(9) 日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者の日常生活や生活環境の向上を図るため、自動消火器等の給付をします。

(10) 敬老金支給事業

多年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者に、敬愛の意を表し長寿を祝うため、満 80 歳、数え 88 歳、数え 100 歳以上の節目にそれぞれ敬老祝い金を支給しています。

(11) 高齢者福祉施設の活用（老人福祉法関係）

養護老人ホーム（市内1箇所）

おおむね 65 歳以上の高齢者であって、家庭環境や経済的な理由により在宅での生活が困難な者を対象とする入所施設です。

軽費老人ホーム（ケアハウス / 市内4箇所）

身寄りがない、または家族との同居が困難な 60 歳以上の方またはどちらかが 60 歳以上の夫婦を対象に、必要な料金を支払うことで入居できる老人福祉施設です。

老人福祉センター（市内4箇所）

高齢者が健康増進やレクリエーション等に親しむ地域の拠点施設として活用を図ります。

老人憩の家（市内10箇所）

地域の高齢者の身近な交流の場としてその活用を図っていきます。

2 . 地域支援事業

(1) 地域介護予防活動支援事業

生活管理指導員派遣事業

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対し、生活管理指導員を派遣して、日常生活に対する指導・支援を行います。

高齢者生活支援ショートステイ事業

高齢者が一時的に在宅で介護が受けられない場合などに、養護老人ホームなどで短期宿泊していただき、日常生活に対する指導・支援を行います。

(2) 介護給付適正化事業

介護保険制度の信頼性・持続性を高める観点から、要介護認定から介護給付請求に至る過程をチェックし、介護給付の適正化を図ります。

(3) 家族介護支援事業

家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業を実施します。

認知症高齢者見守り事業

認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人と家族を支援するための地域支援体制づくりのため、介護保険関係者、地域支援者の協力のもと認知症サポーターを養成します。

家族介護継続支援事業

介護による家族の身体・精神・経済的負担を軽減するための事業です。

a) 家族介護支援介護用品給付事業

要介護4以上の認定を受けた要介護高齢者が、在宅で介護を受けている低所得世帯の介護者を対象に、介護用品引換券を支給します。

b) 家族介護慰労事業

在宅で介護を受けている要介護4以上の要介護高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった低所得世帯の介護者を対象に慰労金を支出します。

c) 徘徊高齢者情報提供サービス事業

徘徊する認知症高齢者に、携帯端末機を貸与し、居場所がわからない時、位置発見システムを利用して所在を検索し家族に情報を伝達します。

(4) その他支援事業

成年後見制度利用支援事業

民法で定める成年後見制度が有効と認められる、身寄りのない認知症高齢者に対し、市長が審判請求を行います。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である者に対して助成を行います。

福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

地域自立生活支援事業

a) 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

県営牛久保住宅、県営諏訪住宅、市営諏訪西住宅、県営稲荷北住宅に併設のシルバーハウジングを対象に、安否確認や生活相談等を行う生活援助員を派遣します。

b) 介護サービスの質の向上に資する事業

市内の介護保険施設や通所型サービスの事業所等を、介護相談員が訪問し、利用者と懇談することで、サービス実施状況の把握・改善を図っています。

c) 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

食の自立支援及び安否確認みまもりの観点から食環境の改善に努め、ひとり暮らし、高齢者世帯等で調理困難な者を対象に、健康保持及び安否確認のため配食サービスを行います。(まごころ給食サービス)

d) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者が家庭・地域社会で生涯を生き生きと暮らせるよう、老人クラブ連合会の協力のもとに生きがいと健康づくりを実践します。

次のような催し等を企画・運営していきます。

- ・ 高齢者大学
- ・ 三世代交流事業
- ・ ゲートボール グラウンドゴルフ大会
等